

**2022年
9月号**

発行日 令和4年9月15日(第172号)
(月1回/毎月15日発行)
発行元 オフィスタ広報・宣伝部
東京都新宿区西新宿5-8-1第一とちえビル

特集：『刑務所出所者の雇用を考えてみる』

/山本譲司（元衆議院議員・評論家）

オフィスタNEWS 第172号発行にあたって

長いようで短かった？夏休みもようやく終わり、日常が戻ってきたころではないでしょうか。行動制限のない夏と言われながらも、新型コロナ「第7波」が来てしまいましたね。そうはいってもせっかくなので帰省や旅行に出かけた方、おうちでのんびり過ごした方、さまざまだと思いますが、皆さま夏休みはいかがお過ごしでしたでしょうか。

今は巷でキャンプがブームのようですね。9月1日は「防災の日」でしたが、防災グッズとキャンプグッズを兼用できることをご存知でしょうか。例えばトイレは災害時に一番困ると言われていますが、キャンプでもトイレが遠かったりするときや、行き帰りの渋滞に巻き込まれたときも役立ちます。また、チャック付きのシリコンバッグは濡らしたくないものや貴重品の持ち運びだけではなく、料理もできるものもあるそうですよ。

秋から冬にかけて、キャンプに出かける人も多いと思います。防災は平時にこそ考えておくことが大事です。この機会に、キャンプと合わせて防災のことも一度考えてみてはいかがでしょうか。

“はたらくたいという気持ちを大切に”
“育児も家庭もお仕事も大切に”

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援するママさんハケンの会社です。今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでいただければと思います。



オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. info@offista.com
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)
FAX.03-3379-5596

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ
※オフィスタNEWSバックナンバーもホームページから閲覧できます。



@offista_twt



@日本プランニング



@offista



@offista_inst

(C)2022 OFFISTA

特集：『刑務所出所者の雇用を考えてみる』

/山本讓司（元衆議院議員・評論家・作家）

一般社団法人日本雇用環境整備機構では育児者・障害者・高齢者・外国人など働きたい意思はあるが諸事情が壁になり就業困難な方々のために、企業の職場環境を整備することで支援する間接的な活動をしております。最近では刑受者の雇用についても研究テーマとしております。今回刑受者の雇用支援の第一人者である山本讓司氏（元衆議院議員）の取材風景に立ち会う機会がありましたので、その模様を要点のみお伝えしたいと思います。

子供がいる育児者の採用は難しい、障害のある方の採用は実績がない、その年齢では採用は厳しい、日本語が話せない方はお断り…働きたい意欲があり、技能もあるにも関わらずこれら諸事情が壁になり採用してもらえない就業困難者の中に「刑務所出所者」も含まれます。既に刑期を終えているにも関わらず前科があるというだけで雇用に壁ができています。企業担当者に問います。彼らは就業弱者でしょうか、それとも自らの招いた行為の自業でしょうか。もし前科者を雇用するとしたらと考えてみて下さい。雇用環境の整備はできますか。労働人材不足のわが国では企業にとって近い将来決して他人事・無関係のことではないのかもかもしれません。しかしながら、一般の方には前科者がどういう人達なのかが分からないのが当たり前ではないでしょうか。そこで出所者・前科者の現状や課題、就労について詳しい山本讓司氏にお話を伺いながら、『刑受者を雇用し活用するために担当者が知っておくべき知識及び雇用環境整備のヒント』と題した取材現場に立ち会う機会がありましたので、そこでお聞きした内容をポイントのみ取り上げてみました。

1. 山本讓司氏について

衆議院議員を2期務めた後に栃木県黒羽刑務所に服役の経歴を持ち、その獄中生活の中で障害のある受刑者や高齢受刑者が大勢収容されている現実を目の当たりにして、出所後は受刑者の社会復帰支援に努められています。

刑務所の塀というのは、中にいる悪党を社会から隔離するためのものであって、それによって私たちの住む社会を守ってくれている、というのが一般的な認識もし

れませんが、実際は多くの受刑者があの塀によって差別をされる社会、冷たく厳しい社会から守られているのだと氏はいいます。人生の殆どを被害者として生きてきて、いよいよどうにもならなくなり、ちょっとした軽犯罪を犯すことによって、ようやく塀の中に保護されることができた。社会での居場所を失った人たちが、刑務所という場所に避難してきている。現代の刑務所はいわば福祉の代替施設なのだといいます。

現在は、元国会議員という立場ではなく、元受刑者という立場にこだわりを持ち、更生保護法人設立、出所者への就労支援 NPO 設立、半官半民の刑務所を作って運営に関わる等、作家活動と併せ広く活躍しておられます。

2. 刑務所や受刑者についての現状

日本全国での年間刑事事件は 20 年前が約 285 万件。それが 2021 年には約 57 万件に減りました。今全国の刑務所は、どこも収容定数を大きく割り込んだ状態です。そのイメージが沸かないのはネットの影響で犯罪報道を目にする機会が増えたためそう錯覚しているだけです。特に TV 報道番組でのミスリードが目立ちます。刑事事件を取り上げる時、司会者やコメンテーターが「昔と比べ物騒な世の中になりましたね」とか「凶悪な犯罪が増えていますね」とか、実際とはまるで逆のことを平気で口にしています。本当は**刑法犯は減り続けていて、その中でも大きく減っているのが殺人事件など重大犯罪**です。



山本讓司氏（右）と齋藤瑞穂アナ（左）

殺人事件による死亡者数は戦後統計で 1955 年が年間 2,119 人です。それが 1985 年になると 1,000 人程、そして最近では年間 200 人台に減りました。

一方でこの十数年、厳罰化が進んできました。軽微な罪でも刑事司法の手続きで刑務所に隔離してしまうようになったのです。

一例を挙げると、中度の知的障害者が 300 円の賽銭泥棒をしました。母親が数カ月前に亡くなって、捕まっ

た時はホームレス状態。精神年齢はたぶん小学校の低学年くらいです。この場合、要保護性が高いからということで刑務所に入れられている人が多いのです。裁判官もこのまま執行猶予判決を出して、この被告人は果たして社会の中で生きていけるのだろうか。とりあえず、刑務所に保護してもらった方がいいのではないか、ということです。こういうケースが今刑務所にとっても増えています。毎年入ってくる受刑者の知能指数レベルは2割以上が知的障害者と認定されるレベルのIQの人たちで、これは法務省の矯正統計年報に記載されている事実です。

出所後も居場所がなく、結局また刑務所に戻るようなことをしてしまう。30回くらい刑務所への出入りを繰り返して、人生の最期を刑務所で迎えるケースも珍しくありません。日本は刑法56条で累犯者（＝再犯者）は軽微な罪でも基本的に実刑になり、刑期は倍です。ある80歳過ぎの前科30犯の高齢者がスーパーでアジフライの尻尾をかじっただけの微罪でも実刑になります。

今や刑務所の中は、そうした累犯者によって、高齢化がどんどん進んでいっています。社会に居るよりも塙の中に戻ることを希望する者がいるということなのです。検挙される人の5人に1人が女性、65歳以上に限ると3人に1人となり女性率も高くなっています。前科があるから再就職が難しい、だから就業弱者だというのは間違いで、受刑する前から元々障害者であったり高齢者であったり就業において弱者だったということです。

3. 出所者が再就職に苦しむのは自業自得ではないのか

多く人が実際とは違うイメージを持っています。刑務所からの出所者というと、当然のように凶悪な犯罪者像を思い浮かべてしまうのです。ところが、殆どの受刑者は軽微な罪での服役で、しかもその人生の大部分を被害者として生きてきた人たちです。それを前提として出所者に対する認識を変えていてもらいたい。経済的困窮のために食事もとれず、仕方なく、自身が生きるためにスーパーでアジフライをかじってしまったという人、これが本当に極悪人なのかどうか考えてみてください。

4. 出所者本人は犯罪歴を履歴書に書くのか

賞罰欄付きの履歴書も今はあまり使われていませんし、犯罪歴を書くかどうかは義務ではないので普通は書かないと思います。受刑者の大半が軽微な罪での服役ですから、出所も早く、塙の中の住人がいつみなさんの隣に引

越してくるか、いつ電車で乗り合わせるか分からない位身近にいます。ですから、知らぬ間に出所者を雇っているという企業が殆どなのではないでしょうか。

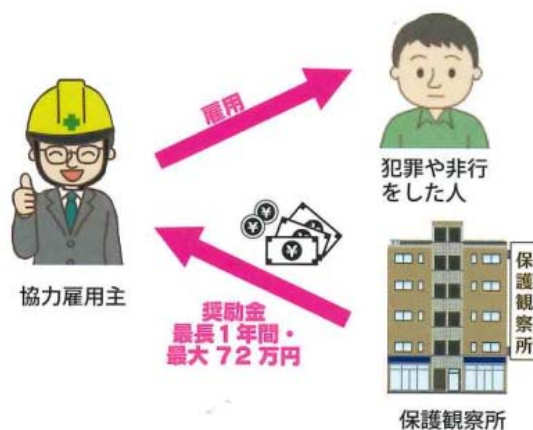
5. 企業にしたら犯罪歴は事前に教えて欲しいのでは

窃盗など軽微な罪ならともかく殺人とかの罪名だったら雇用主も気にするでしょう。しかし、罪名と実際に犯した行為では、その内容にかなり乖離があります。

一例として、知的障害の息子と母親が2人で暮らしていた家庭がありました。ある日お母さんが自宅で急逝してしまいました。知的障害の子にはどうしていいのかわかりません。結局、母親の遺体をそばに置き続けていましたが直に腐敗臭が蔓延してきました。それで母親の遺体を自宅の庭に運び出しました。その結果、彼は、「死体遺棄罪」という罪で服役することになりました。罪名だけ聞くと、人を殺して死体をどこかに隠したような凶悪犯罪を想像します。けれども実態としては、福祉行政の不備がもたらした悲劇、だと思いませんか。

また、口論になって知人を殴ってしまった知的障害者が警察で、「お前ずっとそいつからイジメられてきたんだよな。あんな奴この世の中からいなくなった方がいいだろ？」と尋ねられる。すると思わず「はい」と答えてしまった。結果、罪名は「殺人未遂」です。

このように、犯罪歴を知りたいという気持ちは分かりますがあまり罪名だけで判断しないで欲しいと思います。

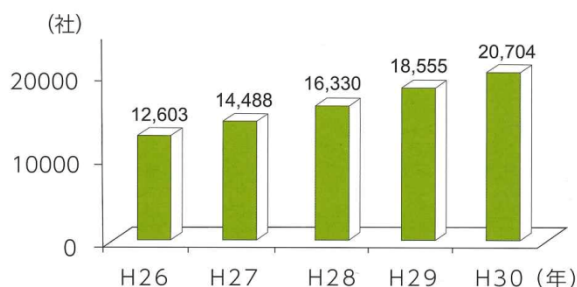


出所者を雇用することで事業主に奨励金が支給されます
また、事業主は国の公共事業入札にも有利になります

6. 再犯の心配をしている雇用主はどのくらいいるのか

殆どいないでしょう。今は、たとえ再犯しても、身元保証制度があるため企業側にデメリットはありません。殆どの受刑者は職に就いた時点で再犯する可能性はゼロに近くなったと考えていいと思います。例えば窃盗の前

科者だから会社のお金に手を付けるのではと思われるかもしれないが、窃盗はお金が無いからやるものであって、働いて給料をもらう立場になれば普通はやりません。



出所者採用の協力事業者数は年々増加している

7. 新たに施行される拘禁刑と従来の懲役刑の違いは

職業訓練や更生教育に重きを置いた「拘禁刑」が先の通常国会で審議され、3年後を目途にスタートすることになりました。そうすると、これまでのように強制的に労働を科してきた「懲役刑」はなくなります。社会全体が出所者の就職というものを考えなければならない時代になることを意味します。出所者が雇用されれば再犯率も減りますので、世の中の治安を良くするためには企業が出所者を雇う必要性があるということなのです。

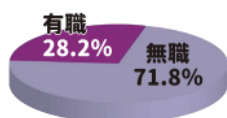
無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。

(平成26年～30年 法務省調査による。)



再犯をして刑事施設に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした。

(平成30年矯正統計年報による。)



8. 最後に…

人は、罪を犯した人を見る時、どうしても犯罪歴という自分と異なる点を必要以上に膨らませて見てしまう。その結果はどうなるでしょう。彼らの特異な存在として捉え、忌避する心理が働くことになるのではないのでしょうか。異質なものを排除する思考が蔓延した先にどんな社会が訪れるのか、想像していただきたい。いつ自分や自分の家族が排除されてもおかしくない、そんな空恐ろしい世の中になっていくのではないのでしょうか。そんな

らないためにも、社会的包摂という考えを実行に移す必要があると思います。

前科があろうがなかろうが、育児中であろうが、障害があろうが、高齢であろうが、外国籍の方であろうが、差別することなく、すべての人々を包摂していく社会、それを実現できるかどうか。それは、単に福祉や司法の問題にとどまらず、まさに、国としてのあり方が問われているのではないのでしょうか。

(取材：R4年6月2日/場所：都内某所/聞き手：齋藤瑞穂)

プロフィール

山本 譲司 (やまもと じょうじ)

作家・福祉活動家。東京都議会議員を経て衆議院議員に。2000年秘書給与流用事件を起こし一審での実刑判決を受け服役。獄中体験を描いた『獄窓記』(ポプラ社)が新潮ドキュメント賞を受賞。障害者福祉施設で働くかたわら『続獄窓記』(ポプラ社)、『累犯障害者』(新潮社)などを著し、罪に問われた障害者の問題を社会に提起。現在も高齢受刑者や障害のある受刑者の社会復帰支援に取り組んでいる。



プロフィール

齋藤 瑞穂 (さいとう みずほ)

フリーアナウンサー。NHK、テレビ北海道、広島ホームテレビにてアナウンサー勤務。報道番組で8年間キャスターを務め記者として市政、経済を担当。取材力を磨きインタビューした著名人は政治家、プロスポーツ選手、芸能人など500人を超える。フリー転向後は経済番組キャスター、司会、ナレーションに取り組む一方、声優等の顔も持つなど活躍。オフィスタ・スタープロモーション所属。



■参考資料

この記事は日本雇用環境整備機構が発刊する機関紙(2022.7月号)より一部分を引用したものです。全文をお読みになりたい方は以下からDLください。

『刑受者を雇用し活用するために担当者が知っておくべき知識及び雇用環境整備のヒント』

<http://www.jee.or.jp/mailmagazine/backnumber/jee2207.pdf>

☆☆進路に悩む大学生について☆☆

/オフィスタ業務管理部

大学生のほとんどの人が悩むであろう就活について考えてみます。私は現在大学在学中の現役の女子大学生です。今はオフィスタでアルバイトをして生活費を稼いでいますが、私自身、卒業後の就活に対してやる気が起こりません。というのも、私は就活そのものに対して良いイメージを持っていないためです。周りは会社訪問など動き始めているようですが私は一向にやる気が起きないので。私以外にも、やりたいことが分からなかったり、働くこと、組織に属することに抵抗を感じていたりする大学生が稀にいるようです。

現在の就活システムは、企業が効率良く大学生を採用するためにできていると言われており、「企業が求める答えを言える人」を演じなければ内定は出ないと感じます。また、「就活生らしい」服装、髪型を求められる割に個性を出す必要があり、就活時しか使えないであろうマナーやルールに対して意味を見出せないと感じています。就活をしなくても、進学や留学、資格の取得、個人事業主になる、ユーチューバーになる、フリーター・ニートになるといった道は様々ありますが、いずれも金銭面での苦勞は拭えません。しかも、新卒の方が就職しやすいのが現状です。新卒と既卒では、内定率におよそ倍以上の差があるそうです。



就活をしなくても就職をする方法もあり、それは公務員になる場合ですが、この場合も採用試験、面接、内定の流れが一般的であるので楽をして就職できるわけではないので一般的な就活をしたくない、という人には向いているかもしれません。

私は、周りの人（就活を経験した人もそうでない人も）から、就活は経験しておくべきだとよく言われます。働

きたくないわけではないのでいずれはすることになると思いますが、オフィスタで毎日勤務しているとワークライフバランスとか仕事とは何かというテーマをいつも突き付けられているので、就活すれば自分の求める満足が得られるとは限らないのではないかと気持ちがぐらつてきます。就活を一種のイベントと捉えるか、いっそ就活などせずにオフィスタのスタッフさんのように枠組みに縛られず自分が今本当に満足できる働き方を模索するべきか迷います。

私はオフィスタでの勤務が初めての社会人経験なので日々勉強させていただいています。大人は皆週5日朝から晩まで働くものだと思っていました。週3日勤務という選択肢が世の中にあることは知りませんでしたし、そこに満足を見いだせる方々が世の中には大勢いることも初めて知りました。給料が高ければ皆喜びと当然のように思っていたのですが、ご主人の扶養内で働きたい方にとっては給料が高いと不利になるなんてことがあることも初めて知りました。自分の中で漠然に当たり前だと思っていたことが、社会に出るとそんな枠組みから飛び出た素晴らしい生き方があることをオフィスタで様々な方を見て教えられてきました。

私のような一風変わった考えの学生はやはり社会からは敬遠されてしまうのかなと思っていたのですが、あまり気にしないでいいのかなと最近思うようになりました。他のみなさんと同じように振舞い、思ってもいない模範解答をマニュアル通りに言える人間が企業に求められているのならそれはそれでいいのかもしれません。「私は普通の学生と考えが変わっていると思います」と面接で言ってみたら、「だったら君を採用してみたい」と言ってもらえた初めての企業がオフィスタだったので、今こうしてオフィスタではたらいてみながら「自分のどこを評価して受け入れてもらったのだろうか」と日々模索しながらお仕事しています。こんな私が他人の就職活動を手伝う業界に従事しているのも因果なものです。

本誌読者はママさんが多いと思いますが、もし大学生のお子さんがいて就活で進路に悩んでいる場合、あれが普通・これが常識・みんなそうしている等の一般論に押し込めず見守ってあげて欲しいです。働くことの答えが出るのを気長に待つのも良いかもしれません。

☆☆お仕事Q&Aコーナー☆☆

/解説：オフィスタ顧問社会保険労務士

Q. 私は子供の手が離れてきたので社会復帰をしようと
考え、週3日パートでお仕事を探そうと思い、ハローワ
ークへ相談に行ったところ「東京都の最低賃金は1,041
円でパート勤務なら大体時給で1,100円くらいが相場
ですね」と言われました。そのくらいだろうなと思い帰
宅して何気なく求人サイトを見ているとハケンで週3日
でも時給1,200円とか高額な時給が募集されています。
中には1,800円などおおよそパートとは思えないような
異常な高時給のものも見受けられます。どうして求人誌
や求人サイトはこんなに時給が高いのですか？

A. 法律の相談ではないので私の個人的な見解となりま
すが、ハローワークは公的機関なので募集と実際の条件
が違った場合には求人会社に行政指導が入ります。対し
て求人サイトは民間が運営しております。賃金を高くし
て募集しないと人が集まらないので(注目されない)、
職安の条件より高く架空設定されることが多いのです。
求人サイトには時給1,800円としていても、実際は「応
募してきた求職者のスキルが1,200円程度だったので
その額でしか契約できません」というトラブルが多く、
厚労省では、そういう求人サイトのやり方は「妥当では
ないが違法でもない」として、指導できないと回答して
います。全部が全部そうだというわけではありませんが、
あまりに賃金が世間相場とかけ離れていたら注意して、
応募されるのがよいかと思います。(回答：大滝岳光)

…<そのほかの気になるお仕事疑問募集中>……

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。
オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝岳光先生(日
本人材派遣協会アドバイザー)と馬場実智代先生(馬
場社会保険労務士事務所長)がお答えしてくれます。

▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑
問をお寄せください！

▼『ハケン質疑応答Q&A集 実践100問』(無料ダウンロード)
<http://www.offista.com/coffee/qa/qa100.pdf>

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロード
できます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

☆☆日本雇用環境整備機構からお知らせ☆☆

/一般社団法人日本雇用環境整備機構

一般社団法人日本雇用環境整備機構(JEE:東京都新
宿区、理事長 石井京子、事務局:オフィスタ)が認定す
る雇用環境整備士とは、育児・障がい・エイジレス対象
者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境
整備のための専門知識者資格です。I種(育児者雇用)・
II種(障害者雇用)・III種(エイジレス雇用)・IV種(学
生雇用)、**今年度はV種(外国人雇用)が新設**され5種目
の専門知識者を養成しています。

自宅に居ながら学習できるe-ラーニング方式で、PC
かスマホがあれば全国どこにお住まいでも好きな時に講
義が受けられるという点が受講者から好評で、今年度も
自宅学習方式で開催しています。

育児・障害・エイジレス・
学生といった、これら就業
弱者への支援と雇用環境
の整備が注目されている
現在、専門的な知識者を養
成して企業内に設置する
ことが急がれております。



雇用環境整備士資格者は全国延べ1万人を越えました。

詳しくは、日本雇用環境整備機構(講習会係)
http://www.jee.or.jp/workshop/eei_workshop.html

派遣クイズ

従業員に日報や日誌の提出を義務付けている会社もあり
ます。日報や日誌について次のうち正しいものはどれで
しょう。

- ①日報・日誌はできるだけ詳細を細かく詳しく具体的に
書いて報告するのがよい
- ②日報・日誌は上司に報告するものなのでデスク・マス
調で書くのが基本である
- ③緊急の用件は日報・日誌よりも口頭で伝えるべき
- ④日報・日誌は通常提出後は見返すことはない



(答えは最終ページ)

☆☆お仕事情報コーナー☆☆

小舞台に出演いただける役者募集

育児者・障害者・高齢者・学生・外国人などの労働者がはたらくにあたって実際職場で起きる諸問題を Q&A 形式で動画解説します。約5分間のやりとりを舞台風に演出します。役を演じて掛け合いしていただける演者を募集します。経験実績は問いませんので興味があればどなたでも応募できます。

撮影日：相談のうえ / 撮影場所：新宿区内

募集役柄：①女子社員役（20代/女性）

②その上司役（35～40代/男性 or 女性）

顔出し：あり / 芸名使用：可

ギャランティ：応相談

応募資格：年齢帯と性別が合えばどなたでも応募可

その他：台本&脚本は専門家が作成したものです

今後シリーズ化していく有料動画の第一弾

このお仕事はメルマガを愛読いただいている方のみお知らせしているお仕事です。エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。（その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください）

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

☆☆編集後記☆☆

〇おわりに

育児者だけにとどまらず、障害者雇用やエイジレス雇用の研究をしていると、その分野の著名な先生方とお会いして貴重なお話が聞ける機会に恵まれます。かねてよりご指導を頂いている樋口恵子先生（東京家政大学名誉教授）、樋口先生のご紹介で堀田力先生（ロッキード事件担当検事）、堀田先生のご紹介で山本譲司先生といったその雇用分野の第一人者と接するのは自分にとっても糧となります。齋藤アナにもいつもご協力を頂き円滑に取材が進められて感謝しております。取材・ルポに興味ある方は是非一緒にお仕事してみませんか。

makoto 記

オフィスタ NEWS 第 172 号作成委員

編集長 Hiroko オフィスタ広報・宣伝部

編集 Reiko オフィスタ経営企画部

監修 makoto オフィスタ業務管理部

執筆 Myra オフィスタ・メディア事業部

Mikoto オフィスタ業務管理部付

協力 大滝馬場人事労務研究所

一般社団法人日本雇用環境整備機構

山本 譲司（元衆議院議員）

齋藤 瑞穂（フリーアナウンサー）

出典 JEE 機関紙（2022年7月号 -第40号-）

<http://www.jee.or.jp/mailmagazine/mailmagazine.html>

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>……

★お問い合わせ先

●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

●本誌定期愛読を希望（無料）

<http://www.offista.com/mailin.html>

●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/mailchange.html>

●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

派遣クイズの答え：③が正しい

①日報・日誌は要点のみを箇条書きで簡潔にまとめることが重要です。事実を報告するようにして、主観や感想・憶測はできるだけ省いたほうが良いでしょう。②語尾をデス・マス調にする必要はありません。但し、上司への連絡事項の箇所だけはデス・マス調で丁寧に語りかけるように書くと良いでしょう。③緊急の用件は口頭で直接連絡または相談するようにしましょう。④日報・日誌はコピーをファイルして上司のアドバイスを書き留め日々読み返すことで業務の問題点・自分の課題・仕事の流れ・作業量の客観視・ミスの予防等につながるためスキルアップに役立ちます。

MEMO :

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/10:00~17:00（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。



オフィスタは次世代育成支援対策推進法第13条に基づく厚生労働大臣認定企業です。

—オフィスタは日本プランニング株式会社の登録商標です。—

自宅学習方式（e-ラーニング方式）

『雇用環境整備士資格（第Ⅰ種～第Ⅴ種）』講習会開催のご案内

主催：一般社団法人日本雇用環境整備機構

■近年の労働者意識は“ワークライフバランス”なる用語の発生にも見られるように個々人のワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代となってきています。育児者・障害者・エイジレス（35歳以上又は高齢者）・学生・外国人の活発な採用を国内促進すべきであることは、雇用主並びに使用者に課せられた責務ですが、これら対象者への雇用状況は決して十分なものとは言えず、且つ職場で勤務するこれら当事者にとっても理解ある適正な職場環境の整備を雇用主に望む声が大きくなってきております。

本機構では、このような事態に対応し、これら対象者を受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、管理職・人事総務担当部局にこれらの方々を雇用する前または雇用した後の専門知識者を育成・養成しています。本講習ではこれら対象者への労働関係法令や受け入れた際の知識と情報を講義し、知識を習得した者を雇用環境整備士として認定し、事業所内に専門知識を有する資格者として設置することで育児・障害・エイジレス・学生・外国人雇用の適切な職場環境整備の一層の推進に資することを目的としています。

育児介護休業法改正・障害者雇用促進法改正・高齢者雇用安定法改正等への不適合、職場環境の未整備、教育不足による学生アルバイトのSNSトラブル、出入国管理法改正知識の習得など増加している労働争議・訴訟を未然に防ぐため専門知識者の育成と整備士の設置をお願い申し上げます。

■雇用行政担当官、企業・団体の管理職及び人事・総務担当者、社会保険労務士、人材派遣や人材紹介等の業務に携わる関係者の方々には是非受講してください。

雇用均等両立、障害者雇用、エイジレス（35歳以上の中途採用）、高齢者の継続雇用、学生アルバイトや外国人労働者採用に携わる企業人事採用担当者並びに企業における管理職の役職に就かれております方等には本講習会を受講され、雇用環境整備士として今後の業務にご活用ください。また、社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント、人材派遣会社等での勤務者は雇用や指導に関する専門知識者としてご活用ください。

■資格者証交付・認定・登録（雇用環境整備士：全国延べ10,191名 R4年3月末現在）

本講習を受講した者には資格者証を交付し、雇用環境整備士として認定並びに登録いたします。

※育児者雇用（第Ⅰ種）、障害者雇用（第Ⅱ種）、エイジレス雇用（第Ⅲ種）、学生雇用（第Ⅳ種）、今年度新設された外国人雇用（第Ⅴ種）のいずれか1科目以上を受講された方を雇用環境整備士として認定しています。

記

1. 自宅学習方式とは

- ・本講習会風景を撮影した動画を放映しますので、講習会にご参加いただいているのと同じ雰囲気の中で、同じ講義を自宅にいながら学習できます。
- ・育児者雇用、障害者雇用、エイジレス雇用、学生雇用、外国人雇用のそれぞれの各講座をご用意しています。この自宅学習方式で受講することにより『雇用環境整備士資格者』として認定されます。

2. 受講料（税込、テキスト代含む）

自宅学習方式の受講料 11,000円（銀行振込またはネット決済にて申し受けます）

3. 申込み方法（申し込み後に受講票が届きます）

インターネットで下記へアクセスし、申込手順に従ってお申し込みください。

または裏面申込書（1名につき1枚。コピー可）に記入し、申込先宛郵送又はFAXしてください。

<http://www.jee.or.jp/workshop/workshop.html>

